

企業再建融資

ご利用いただけるかた

経営改善、経営再建等に取り組む必要がある中小企業のかたで、(1)～(4)のすべてに当てはまるかた

(1) 次のいずれかに当てはまること

一定の雇用効果が認められるなど、地域経済の産業活力維持に役立つ事業であること
地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業である等、地域社会にとって不可欠な事業であること
先進性、新規性、または技術力の高い事業であり、今後の発展が見込まれる事業であること

(2) 次のいずれかに当てはまり、早急に企業再建を行う必要があるかた

借入債務などが産業再生機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有するかた
借入債務などが株整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有するかた
取引先の業況悪化の影響を受けるなどの一定の要件に該当するかた
過剰債務の状況に陥っているかた

(3) 適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれるかた

(4) 当公庫が融資後も継続的に企業再建に対する経営指導を行うことで、円滑な企業再建の遂行が可能となるかた

ご利用いただける資金

企業再建計画に従って企業の再建を行なうために必要な設備資金及び長期運転資金

融資条件等

融資限度

7億2千万円(うち運転資金 2億5千万円)

融資利率

基準利率

ただし、担保徴求の一部免除を受ける場合は、担保免除相当額については、
基準利率 + 0.3%

融資期間

設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金 10年以内(うち据置期間2年以内)

担保条件等

担保、保証人(経営責任者のかた)が必要です。
ただし、担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、8千万円を限度として担保徴求の一部免除が受けられるなどの特例を設けています(詳しくは、窓口でご確認ください)。
5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。

融資のお申込み

直接貸付 公庫の本・支店の窓口にお申込みください。

上記は、制度の概要です。詳しくは、窓口または相談センターにお問合せください。

中小企業金融公庫

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル内

取扱窓口

相談センター

東京 03-3270-1260

大阪 06-6345-3577

経済再生改革対応緊急融資

～事業活動等の改善のために真摯な取組みを行う中小企業のみなさまへ～

ご利用いただけるかた	ご利用いただける資金
<p>次の(1)から(3)のすべてに当てはまるかた</p> <p>(1)不良債権処理の加速策の一連の措置を理由として取引金融機関から次の から のいずれかの要請を受けたかた</p> <p>総与信残高の減少など 約定した返済条件以上の元金の弁済 当座預金の解約など 過去の時点と比較して総与信残高が減少している中での担保、保証人の追加など 資金繰りに困難を来たす程度の貸付利率等の引上げ</p> <p>(2)当公庫に、適切な事業活動等改善計画を提出されたかた</p> <p>(3)少なくとも現状程度の金融支援を行う取引金融機関が一つ以上あるかた</p>	<p>当面の資金繰りを安定化させるため及び事業活動等改善計画を実施する上で必要な長期運転資金</p> <hr/> <p style="text-align: center;">融資条件等</p> <p>融資限度 3億円(別枠)</p> <p>融資利率 基準利率 担保徴求の一部免除を受ける場合は、担保免除相当額については、 基準利率+0.3% (詳しくは窓口でお問い合わせください。)</p> <p>融資期間 5年以内(うち据置期間1年以内)</p>
担保条件等	融資のお申込み
<p>担保、保証人(経営責任者のかた)が必要です。 ただし、担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、8千万円を限度として担保徴求の一部免除が受けられるなどの特例を設けています(詳しくは、窓口でご確認ください)。</p>	<p>直接貸付 公庫の本・支店の窓口にお申込みください。</p>

上記は、制度の概要です。詳しくは、窓口または相談センターにお問合せください。

中小企業金融公庫 本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル内	相談センター
取扱窓口	<p>東京 03-3270-1260 大阪 06-6345-3577</p>

事業再生支援融資

ご利用いただけるかた

地域経済の産業活力維持への貢献や技術力などが認められる中小企業のかたで、(1)(2)のいずれかに当てはまるかた

- (1) 民事再生法に基づく再生計画の認可決定などを受けたかた、株式会社整理回収機構が再生の可能性を認定し、再生計画が策定され、原則として債権者全員の合意が得られたかた及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行うかたで、次の及びに当てはまるかた
- 次のイからハのいずれかに当てはまること
 - イ 一定の雇用効果が認められるなど、地域経済の産業活力維持に資する事業であること
 - ロ 地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であるなど、地域社会に不可欠な事業であること
 - ハ 先進性、新規性または技術力の高い事業で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること
- 事業の再建に際して、民間金融機関の金融支援が得られること
- (2) 倒産した企業や経営難の状態にある企業などから営業譲渡等により事業を承継するかたで、承継に際して民間金融機関の協力が得られるかた

ご利用いただける資金

- (1) に当てはまるかたが、事業再建を行なうために必要な設備資金及び長期運転資金
 (2) に当てはまるかたが、事業承継を行なうために必要な設備資金及び長期運転資金

融資条件等

融資限度

7億2千万円(うち運転資金 2億5千万円)

融資利率

- ・ご利用いただけるかた(1)に当てはまるかた
 基準利率 + 1.0%
- ただし、担保徴求の一部免除を受ける場合は、担保免除相当額については、
 基準利率 + 6.7%

- ・ご利用いただけるかた(2)に当てはまるかた
 基準利率
- なお、対象となる承継事業について2名以上の雇用が見込まれるなど一定の要件を満たす場合は2億7千万円を限度に
 特別利率

ただし、担保徴求の一部免除を受ける場合は、担保免除相当額については、
 基準利率 + 0.1%等

融資期間

- ・ご利用いただけるかた(1)に当てはまるかた
 設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)
 運転資金 5年以内(うち据置期間2年以内)

- ・ご利用いただけるかた(2)に当てはまるかた
 設備資金 15年以内(うち据置期間2年以内)
 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

担保条件等

担保、保証人(経営責任者のかた)が必要です。
 ただし、担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、8千万円を限度として担保徴求の一部免除が受けられるなどの特例を設けています(詳しくは、窓口でご確認ください)。
 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。

融資のお申込み

直接貸付 公庫の本・支店の窓口にお申込みください。

上記は、制度の概要です。詳しくは、窓口または相談センターにお問合せください。

中小企業金融公庫

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル内

取扱窓口

相談センター

東京 03-3270-1260
 大阪 06-6345-3577

中小企業経営支援融資

～社会的、経済的環境変化の中で、運転資金の導入をお考えの中小企業のみなさまへ～

ご利用いただけるかた	ご利用いただける資金
<p>次のいずれかに当てはまるかたで、中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれるかた</p> <p>最近の決算期における売上高が前期に比し5%以上減少しているかた</p> <p>最近3ヵ月間の売上高が前年同期に比し減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれるかた</p> <p>最近の決算期における純利益額又は売上高経常利益率が前期に比し悪化しているかた</p> <p>最近の取引条件が回収条件の長期化又は支払条件の短縮化等により悪化しているかた</p>	<p>経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金</p> <hr/> <p style="text-align: center;">融資条件等</p> <p>融資限度 4億8千万円(一般貸付を含む)</p> <p>融資利率 基準利率 担保徴求の一部免除を受ける場合は、担保免除相当額については、 基準利率+0.5% (詳しくは窓口でお問い合わせください)</p> <p>融資期間 7年以内(うち据置期間2年以内)</p>
担保条件等	融資のお申込み
<p>担保、保証人(経営責任者のかた)が必要です。 ただし、担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、8千万円を限度として担保徴求の一部免除が受けられるなどの特例を設けています(詳しくは、窓口でご確認ください)。 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p>	<p>直接貸付 公庫の本・支店の窓口にお申込みください。</p>

上記は、制度の概要です。詳しくは、窓口にお問合せください。

中小企業金融公庫	相談センター
<p>本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル内</p> <p>取扱窓口</p>	<p>東京 03-3270-1260 大阪 06-6345-3577</p>

中小企業運転資金円滑化融資

～最近の経済環境変化の影響を受けている中小企業のみなさまへ～

ご利用いただけるかた	ご利用いただける資金
<p>最近の経済環境の変化等により、資金繰りに困難を生じている中小企業者で、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれるかた。ただし、次のまたはのいずれかに該当し、かつ、(イ)～(ハ)のいずれかに該当するかた。</p> <p>最近3ヶ月間または6ヶ月間(急激な環境変化によるものと認められる場合は1ヶ月間)の売上高が前年同期比で5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれるかた</p> <p>最近3ヶ月間または6ヶ月間(急激な環境変化によるものと認められる場合は1ヶ月間)の売上高が2年前(または3年前)の同期と比較して5%以上減少し、かつ、前年同期と比較して減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれるかた</p> <p>(イ) 当座比率が前期に比べ低下しているかた (ロ) 手元流動性比率が前期に比べ低下しているかた (ハ) 最近の取引条件が悪化しているかた</p>	<p>資金繰りを安定させるために必要な長期運転資金</p>
	<p>融資条件等</p> <p>融資限度 ・直接貸付 別枠1億5千万円 ・代理貸付 直接貸付の範囲内で2千万円</p> <p>融資利率 基準利率 + 0.05%</p> <p>融資期間 7年以内(うち据置期間1年以内)</p>
	<p>担保条件等</p> <p>担保、保証人(経営責任者のかた)が必要です。ただし、直接貸付において担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、8千万円を限度として担保徴求の一部免除が受けられるなどの特例を設けています(詳しくは、窓口でご確認ください)。 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p>
	<p>融資のお申込み</p> <p>直接貸付 公庫の本・支店の窓口にお申込みください。 代理貸付 公庫の代理店の窓口にお申込みください。</p>

上記は、制度の概要です。詳しくは、窓口にお問合せください。

中小企業金融公庫	相談センター
<p>本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル内</p> <p>取扱窓口</p>	<p>東京 03-3270-1260 大阪 06-6345-3577</p>

金融環境変化対応融資

～金融環境が変化する中で、経営に影響を受けている中小企業のみなさまへ～

ご利用いただけるかた	ご利用いただける資金
<p>金融機関との取引条件の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている中小企業者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれるかた。ただし、次のいずれかに該当するかた。</p> <p>取引金融機関が行政庁から業務停止命令(一部業務停止命令を含む。)を受けたかた</p> <p>取引金融機関が実質的に経営破綻の状態等にあるかた</p> <p>預金保険法等の規定に基づき、取引金融機関からの借入等が株式会社整理回収機構に譲渡されたかたなどで、経常利益を計上しているなど、業況が順調であると認められるかた</p> <p>経営状況が悪化していないにもかかわらず、金融機関からの借入金利が長期プライムレートの変動に比べ相対的に上昇するなどの状況にあるかた</p>	<p>金融機関との取引状況の変化に伴い必要となる長期運転資金 (ご利用いただけるかた に当てはまるかたが株式会社整理回収機構に対して繰上返済を行うために必要な資金を含む)</p> <p>融資条件等</p> <p>融資限度 ・ 2億円(別枠)</p> <p>融資利率 基準利率 担保徴求の一部免除を受ける場合は、担保免除相当額については、基準利率 + 0.5%等 (詳しくは窓口でお問い合わせください。)</p> <p>融資期間 7年以内(うち据置期間2年以内)</p>
担保条件等	融資のお申込み
<p>担保、保証人(経営責任者のかた)が必要です。 ただし、担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、8千万円を限度として担保徴求の一部免除が受けられるなどの特例を設けています(詳しくは、窓口でご確認ください)。 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p>	<p>直接貸付 公庫の本・支店の窓口にお申込みください。</p>

上記は、制度の概要です。詳しくは、窓口または相談センターにお問合せください。

中小企業金融公庫	相談センター
<p>本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル内</p> <p>取扱窓口</p>	<p>東京 03-3270-1260 大阪 06-6345-3577</p>

中小企業倒産対策融資

ご利用いただけるかた	ご利用いただける資金
<p>関連企業の倒産に伴い、経営に困難をきたしているかたで、次のいずれかに当てはまるかた。</p> <p>倒産した企業()に対して、営業債権等を50万円以上有しているかた</p> <p>倒産企業との取引額(売上高又は仕入額)が、全取引額の20%以上を占めるかた</p> <p>倒産企業に貸付金、前払金、差入保証金等の債権を有するかた</p> <p>倒産企業の債務を保証しているかた</p> <p>倒産企業の設置する商業施設等に入居し、倒産企業の業況悪化の影響を受けるおそれがあるかた</p> <p>倒産企業から受注予定の商品、役務等が企業倒産により取り消されたかた</p> <p>()倒産企業とは、事業の経営上なんらかの行き詰まり状態に陥り、かつ、次のいずれかに該当する企業をいいます。 (なお、倒産企業は、原則として、借入申込み受付前1年以内に倒産したものに限ります。)</p> <p>手形交換所より取引停止処分を受けた企業 会社整理開始、民事再生手続きまたは会社更正手続開始の申立があった企業 特別生産開始または破産の申立があった企業 債権者会議を開催して内整理に入ったものまたは経営者の行方不明等により事実上事業の継続が困難となった企業</p>	<p>関連企業の倒産に伴い緊急に必要な設備資金及び長期運転資金 (設備資金は、ご利用いただけるかたの方が代替施設に入居するための資金に限ります。)</p> <hr/> <p>融資条件等</p> <p>融資限度 ・別枠1億5千万円 (直接貸付と代理貸付を合わせて)</p> <p>融資利率 基準利率 担保徴求の一部免除を受ける場合は、担保免除相当額については、 基準利率+0.5%等 (詳しくは窓口でお問い合わせください。)</p> <p>融資期間 設備資金 15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間1年以内)</p>
担保条件等	融資のお申込み
<p>担保、保証人(経営責任者のかた)が必要です。 ただし、直接貸付において担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、8千万円を限度として担保徴求の一部免除が受けられるなどの特例を設けています(詳しくは、窓口でご確認ください)。 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p>	<p>直接貸付 公庫の本・支店の窓口にお申込みください。 代理貸付 公庫の代理店の窓口にお申込みください。</p>

上記は、制度の概要です。詳しくは、窓口にお問合せください。

中小企業金融公庫	相談センター
<p>本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル内</p> <p>取扱窓口</p>	<p>東京 03-3270-1260 大阪 06-6345-3577</p>